

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

(平成 30 年 12 月 6 日 午前 10 時 40 分)

●議長 (小林幸雄) それでは会議を再開いたします。

通告の 2 酒井聡議員。

1 横川町政 2 期目の課題について。

議席番号 6 番・酒井聡議員。

◆6 番 (酒井 聡) おはようございます。議席番号 6 番・酒井聡です。12 月会議とはいえ、窓の外の風景はおよそ 12 月とは言えないような感じでして、特に山々のてっぺん、未だに白くなっておりません。私は一年中てっぺんが白いわけですが、この雪が冬の観光資源の源であり、来年以降雪解けのあと、町の皆さんを潤す水がめですので、ほどほどの雪を期待して、お願いしたいと思います。今回の一般質問は通告に沿いまして、横川町政 2 期目の課題についてとしまして質問したいと思います。1 から 10 まで全て質問をしますと、後の同僚議員の質問にもだいぶかかわってくるところがありますので、その中で特に人口減少社会に対する対策、また、消防団員世代をはじめとする地域を担う世代が流出しており、そしてそれに反比例するような状況で、増殖をし続ける有害鳥獣からなる問題、それら 3 点について町側のお考えを伺っていきたいと思います。質問の前に先月行われました、信濃町町長選挙におきまして、2 期目の当選を果たされました、横川町長に対し心からのお祝いを申し上げたいと思います。12 月会議の冒頭の挨拶にもありました通り、今後も諸懸案事項が残る中ですが、8500 人町政のかじ取りとして、今後もお健闘されることを期待をし、お祈りを申し上げたいと思います。まず、横川町長が最も喫緊な課題として挙げられております、人口減少対策について伺っていきたいと思います。先の町長選挙が無投票であったということもありまして、町長の考えておられるもの、選挙公報のような形で公表されなかったわけですが、町長の言葉の端々にもこの人口減少問題が喫緊の課題であるという話は承知をしているところです。我が信濃町に限らず、地方でおよそ政治に関わるものは、この人口減少問題は今や避けて通れないところかと思えます。ことは、社会保障人口問題研究所、通称、社人研と言いますが、これが平成 26 年に発表しました、いわゆる増田レポート、これに端を発しております。このままでは、地方において、言葉は強いのですが消滅をしかねない自治体も出てくると、そういった驚きと共に危機感に襲われたことから始まった話です。今、40 代、50 代の私たちの世代ですけれども、中高生、学生の頃はこの日本は逆の問題を抱えていたと承知しています。狭い国土に 1 億 2000 万人が住み、その次の世代の住む場所をどうしようか、急速に人口がピークを迎える中で、住宅、住宅地の開発が急激に進んだ頃です。それからわずか 20 年、30 年、今度、逆の問題が今の日本には襲い掛かっているところなんです。今現在、国においては、合計特殊出生率の向上、あるいは子育て支援

の向上に努めると共に、信濃町をはじめとする地方の自治体においては、地方創生の名の元に人口維持に資する事業、産業振興に資する事業、観光拠点整備に資する事業、そういった多くのメニューによって、施策が展開されています。当町においてはこの地方創生事業をある意味、ここ数年では信濃町再生のひとつの柱として積極的に取り組んでおることは承知をしています。ここで移住定住系の創設から始まり、移住体験施設の運営など、この横川町政の4年間を振り返る意味も含めまして、横川町長のもと実施されてきました、移住定住施策についてこれまでの成果について伺って、質問に入りたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 酒井聡議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。前段ちょっと触れさせていただきたいのですが、今、言われましたように日本国内において、いわゆるローカルの自治体においては大変人口減少問題に頭を悩ませている状況下にあるわけでございます。そんな中で地方創生事業が始まりまして、4年を過ぎようとしているわけでございますが、過去の流れをちょっと私自身に見返しますと、昭和30年代にやはりこの日本国内の中で、良い悪いは別として、所得倍増計画等々がありまして、そしてまた地方の中学生、卒業生以上が、正に金の卵として地方から首都圏へ人口としても流れ込んで来ている、そんなことが近代社会の中では最近における人口減少のひとつの要因にもなって来ているのかなというふうにも思っております。そんな中でまだ12万人がその首都圏に1年間で人口増になっているということを考えた時に、昨今のいわゆる労働力不足に関わって、国内人口の移動というものが、ややもすると、またそういう影響が出てくるのかなと、地方創生を一生懸命地方が進めている中で、若干反比例するような動きが出るのではないかなということを、私自身は危惧をしているところであります。そうは言っても現実問題のこの人口減少に対してしっかりと対応していかなければいけないというのは、置かれた自治体のそれぞれの長の悩みだというふうに思っておりますし、私自身もこの人口減少が地域の活力を削ぐ一番の要因になる、そんなことで何としても減少を減少するための、対策をしっかりとやっていかなければいけないということで、最重要課題としての位置づけとして、取り組みを進めてまいったところでございます。様々な取り組みをさせていただいているわけでございますが、今、この4年間の中で、酒井議員から具体的に移住等の実績といいますか、どうだったんだということでございますので、その部分について申し上げさせていただきたいというふうに思います。定住促進係を創設してからですが、平成27年度から数的に見ますと、この信濃町への移住者数、係がそれぞれサポートして移住に至ったという数でございますが、平成27年度は28人、平成28年度は29人、平成29年度において19人、平成30年度まだ経過途中でございますが12人ということで、合計88人の移住者に繋がって来ているということでございます。これは数字的に多いか少ないかというのは別として、減少を食い止める一つの方策としての一定の効果を生み出して来ているというふうに思ってお

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

ります。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 一時期ですが、月単位で区切った時に転出よりも転入のほうが超過したといった月もあったかと思えます。それは、それ1箇月だけで終わってしまったのか、他にもそういう事例があったのかそのあたりもうひとつお聞かせいただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） ちょっと、具体的な数字は今持ちあわせていないのですが、私の頭の中にあるのは、一時期 10 何人でしたか、増えたということもありました。これはいわゆる社会動態といいますか、転入転出の関係からしますと、昨今の中ではですね、長野県内ではなくて信濃町から長野県外に転出された皆さん、そして逆に県外から信濃町へ転入された皆さん、これはここ数年でちょっと確かな数字かどうか、58 人転入増になっているわけあります。いかんせん、もう一つはこの近隣市町、特に長野市をはじめとして、そういう自治体に人口が流れて行ってしまうということもありますので、相対的には依然として社会動態も厳しい状況にあるということでもあります。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） この4年間でおよそ 88 人、90 人弱が転入をされたというところ、これは信濃町と似たような規模の、実際比べなきゃならないところもあるかと思えますが、一定の成果と見ておられるのかなと思えます。ただこう言った政策については、当然継続性が求められるところです。短期的な観点で今年何世帯移住したという数字以上に、一番のこの施策の鍵というのは、20 年後 30 年後、そういった世帯で育った子どもたちが町あるいは地域にどう貢献できる人材に育ったか、そういうところが働き手として、社会保障支える人材に育ったのかというのが、人口減少対策の真の結果であるといえます。そういう意味を踏まえますと、やはりお子様連れですとか、これから信濃町で子育て支援策の厚い信濃町で子どもを産んで育てたい、そういった世代を呼び込むこと、そういったところが非常に重要なのかなと思えますが、今後の人口対策の施策の展開と計画、これをお持ちでしたら伺いたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは具体的な内容ですので、私のほうからご説明をさせていただきます。今、町長からも申し上げましたし、議員からのご質問でもあ

りましたが、まず移住をされる方の相談を受ける際に、やはり雪にどういふふうに対応したらいいかという、生活上のご相談を受ける例がたくさんございます。そういう物に対応したような制度だとか、また町長が申し上げましたが、長野市等への転出が大変多くなってきております。そういったものを食い止めるような施策を考えていくのが必要ではないかと思っております。また、若い方の転出というのが、内訳とするとかなり多いわけですが、これについては教育の問題もございまして、また実際の働く場所というのにも必要になってくると思っております。そういう中で、今回の条例改正でも出ささせていただきましたが、矢保利の館を改修しまして、リモートワーク、テレワークができる施設として運用してまいりたいと思っております。この中でも、町内の若者の起業、業を起すサポート等ができればと考えておりますので、そういう面で、若者の働き口の確保ができないかということも考えてございます。また住む場所につきましては、ご存知の通り民間賃貸住宅建設補助金とうものがございまして、こちらにつきましても現在お問い合わせのほうもいただいている状況でございます。また今後も町内の空き家等を活用して、そちらをリースで貸すような事業ができないかということも国の制度の中で今検討しているところでございます。また住民の皆さんにも、主体的に関係人口と関わっていただくということで、今年度から進めておりますけれども、都市部の住民の方に来ていただく、イベントを町民の方に企画をしていただいて、来年実施をするとかたちで、関係人口の創出にも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6番（酒井 聡） 今、課長の答弁にあった、働く場所の創設というのは、流入人口の受け止めと共に、流出人口の食い止めにもなるかと思えます。以前にも提案したかと思うのですが、そういった企業を誘致すること、信濃町もだいぶ長いことこういう施策をとっているわけですが、こういった信濃町のような地方の自治体で企業を誘致するということはどこでも切に願うところかと思えます。しかしながら、企業それぞれの事情もあることから、願いが叶うことが少ないというのが現状かと思えます。商工会を通じて起業塾ですとか働く場を創設するということには、私はその理解を示しているところですが、今度、目先を変えらるるとすね、当町の場合、今、長野市への流出が多いという話もあったかと思えますが、当町の立地は、長野、上越、飯山、この三角形のちょうど中心にあるわけですが、この地の利を何かに活かさないかということは前にも提案をさせていただいたと思えます。また、冬季の除雪体制も近隣の自治体よりもはるかに確立されている、問題は公共交通の整備であろうかと思えます。そういった問題を解決する中から、通勤圏であるということの特性を活かして、通いやすい町というのをビジョンとして作ったらどうか、具体的に言えば、今、民間の住宅という話もありましたけれども、例えば社員寮のようなものを誘致できないだろうか、飯山、上越、長野、この三角形で工場を持っておられる企業も多分あると思えます。私も一社承知はしているのですが、そういったところの社員寮を呼び込むような形で、町内の若者の働く場の創設、流入人

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

口の受け止め、そういったことに活かさないだろうかと思えますけれども、見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 酒井議員さんのいわゆる信濃町の立地条件も含めて、私も全くその通りだというふうに思っているのです。この間、やはり色々な中でインフラ的に道路網の整備だとか先輩諸氏がそれぞれ進めてきたわけでありまして、今言われましたように、長野市あるいは中野市、飯山市、須坂市、更に新潟県の上越市等々を含めて、昔では1時間くらいかかったのを今は30分ぐらいで移動ができるわけでありまして、そういった意味ではその三角、四角、五角か分かりませんが、その中心的な位置にあるということで、それは本当に有利な面かなと思うのです。ですから、1万3000人ぐらいの人口の時に、それではその町内にそれだけの企業があったのかと言えば、決してそうじゃなかったわけでありまして、その頃でも、それだけの時間をかけてそれぞれ通勤にも行っていたということでもありますから、そういうことを考えますと本当に良い立地条件になっているなというふうに思うのです。私はもう一つちょっと付け加えさせていただきたいのですが、この地方創生はやはり、そこに住んでいる人が、もともと住んでいる町民の皆さんが、やはりこの信濃町は良いところなのだということを改めて気づいていただくということは非常に大事なことだというふうに思うのです。今、雪の話がありますけれども、雪が降るから春の素晴らしさを感じられ、夏の素晴らしさを感じられ、春夏秋冬それぞれの季節感をもって自然に生かされている思いを共有できるわけでありまして、確かに雪は生活上の中では、ちょっと大変なところがあるのですが、それを除けば、そんなに多くの問題もない場所ではないかなというふうに私は思っているところがあるのですが、そういった意味では、地方創生の始まりはまさにこの住んでいる皆さんが、自分たちの良いところをまず再度見つめ直す、そしてその上で、その良いところを情報発信しながら定住移住につなげて町外の皆さん方にも一生懸命情報発信をしていく、そんな体制ができれば一番良いなというふうに思っているのです。今企業の住宅等々の関係もありますが、これも副町長が町内企業と懇談をさせていただいたり、訪問させていただいたりして、実際ある会社からは、そういう住宅があれば、社員も住めるけれどもな、とこういう話も頂戴しているわけでありまして、企業さんが率先して作る状況になるかどうかはともかくとして、今、ご提案になった部分については、また今後頭に置きながら、対応して参りたいなというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6番（酒井 聡） 企業誘致と違って、住宅というのは割合と、何と言いますか、ハードルが低いものではないかと思えます。ぜひ前向きな検討をお願いして、どうしてもこれは先方との交渉ごとがつきものですので、お願いをできればなと思えます。一方、今

度は集落の話をさせていただきたいと思います。先祖代々の家屋敷あるいは墓、あるいは田畑、こういったものを守ってきたのが今集落を形成している皆さん、私もその一人の端くれです。ここにきて集落全体の高齢化も進行しまして、担い手不足、地域の行事あるいは総代の成り手不足、そういったものも始まっております。横川町長の施策の下では、集会所改修に対する補助制度、これは大変大きなものだと思っています。それですとか、集落内の防犯灯の充実が図られまして、ハードの部分は大いぶ充実されてきたように思っています。しかしながら、ソフトの面ではどうだろうか。今ほど申し上げました総代さんの成り手もだんだん高齢化をし、地域の行事も人口が減ることによって維持できるかどうか、ちょっと将来的には厳しいところも出てまいりました。そういった中で、集落支援員制度というものがあります。例えば集落支援員制度というものを導入いたしまして、総代さんの職務の一部の軽減ですとか、ソフト面についてのアドバイス、そういったところ、今後の、集落の維持存続について、やっていただければなと思うのですが、見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 制度的な内容ですので、私からご説明をさせていただきたいと思います。議員のお話の集落支援につきましては、国が創設した制度ということで明確に位置付けられたものです。概要としますと集落対策の推進に関してのノウハウ知見を有した人材が市町村からの委嘱を受けて市町村職員とも連携しながら、集落の巡回、状況把握等を行うことを任務とするとなっております。平成 28 年 4 月 1 日現在で恐縮ですが、長野県内でも 26 市町村で集落支援員制度を活用しまして、739 人が集落支援員の委嘱を受けております。うち、専任が 50 人となっております。専任と兼任という形があるわけですが、専任につきましては、地域づくりの組織発足に向けたコーディネーターや地域営農支援、また訪問による集落状況の把握、高齢者見守りサービス等、非常に多岐にわたるものでございます。また兼任の支援員につきましては、区長さんをお願いしている例が非常に多くなっております。集落内の状況把握だとか、訪問、高齢者世帯の安否確認等、空き家の確認等を行う者を職として、任務として委嘱をされているものでございます。集落支援制度の活用につきましては、町の地方創生総合戦略にも位置づけられている内容でございます。県内の兼任の集落支援員さんの活動内容につきましては、町内の区で既に取り組みされているものと同様なものもでございます。そういう中で、県内の市町村の情報を得る中で、更に信濃町の地域の実情もございまして、経過もございまして、また地縁団体の区とそれ以外の区、区制度のない地域、また区長さん方のお考えもあろうかと思っておりますので、この点につきましては、慎重に検討してまいりたいと思っております。また専任の集落支援員につきましては、福祉分野等での集落と行政をつなぐ人材を委嘱できないかというようなことも考えておまして、地域おこし協力隊の活用とも合わせて検討してまいりたいということで、現状でございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 10 世帯、30 世帯でひとつの集落を形成するということもだいぶ増えてきました。10 世帯という集落を仮に考えた時に、10 年に 1 回総代をやらなければいけない、またその世帯も若い跡取りがいればの話ですが、だんだん高齢化をしてくる。そうすると、誰がそれに代わるのか、集落支援員に全てを任せるという丸投げするわけにもいかないのですが、そういったアドバイザー的な制度があるのであれば、これは活用してやっていかなければいけないのではないかな、と思いますが、今一度そのあたりの見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 実態とすれば、今本当に各地域集落では、減ってきているというのが実態だろうと思います。5 年に 1 遍なら良いのですが、私も 4 年に 1 遍をやるようになっておまして、かなり戸数も減ってきているというような状況であります。この集落支援員制度の導入そのものは、私は、全く否定はしないのですが、どういうふうに馴染まして、この、やれるのかと言ことがひとつの大きなポイントになってくるだろうなというふうに思うのですね。ですから、これは導入にあたってはそれぞれの自治体は自治体としての実情があって導入をしているのだろうというふうに思いますが、この信濃町の中において、具体的に導入する場合には、どういう分野を優先しながら、どういう思いで、地域とのつながりをもって、行政とのパイプ役も含めてやっていただけるかという、制度設計というのは、しっかり持たなければいけないだろうというふうに思います。そういう意味でより慎重に検討しながら、対応してまいりたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 各集落の活気が集結して町の活気に通じるということがあります。ぜひとも前向きな研究をお願いして、集落の維持存続にある程度の効果を見込むような制度が必要ですので今、ぜひとも研究をお願いしたいと申し添えまして、次の質問に入りたいと思います。消防団の話に移ります。若い世代が、地域の担い手として手掛けるもの、広く町民にそういった中で認知されているものが、消防団であり、また消防団を育成していかなければならないというのもひとつの課題ですので、そこのあたりについて、伺っていきたいと思います。先ごろ、信濃毎日新聞の紙面におきまして、消防団員の活動に対しまして、疑問を投げかける家族からの投書、こういったものが寄せられまして、そこに端を発し、特集記事が組まれるといったことがありました。私もかつて分団を預かった経験、また同僚議員の中にも団長として団の統率に当たった経験の方もおられます。そういった立場からすると、家族の中から今現在こうした声上がること、非常に

心苦しく思うところもあります。正業の傍ら、地域防災の要といわれつつも、まだその活動に理解が得られていないのかなとちょっと悲しく思うところもあるわけですが、当町の消防団員は定数を、今現在 400 人と定めております。一部自治体では、消防団員の定年制を導入しているところもあります。概ね、50 代半ば、53 歳 55 歳、この辺りを定年としているところが見られます。しかしながらその体力的に現場での活動、これはどうしても若い世代に期待するところは大きいと思います。まずこの 400 人という定数の中の加入状況を把握する上で、私が思う適齢期と、ちょっと強引ではありますが、概ね 20 歳から 45 歳まで身体的にも能力的に、非常に消防団として活躍できる現役世代こういったみなさんが、果たしてこの人口に対してどのくらいの比率で消防団に加入しているのか、これは分団を預かっている時にも、少ない少ないとは思っていましたが、正確に把握したことはありませんので、この辺り数字があるのであれば、先ずお聞かせをいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 数字的な内容ですので、私からお答えをさせていただきます。事前に通告をいただきまして、確認をしましたところ、20 歳から 45 歳までの消防団員数につきましては、今年の 4 月現在で 242 名です。人口の割合でいきますと、その年代の人口に対します、加入の団員の割合は 19.0 パーセント、5 人に 1 人というような形になります。また団員総数の中で、その年代が占める割合につきましては、64 パーセントとなっております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 集落で生まれ育った私たち世代からすると、消防団は入らなければいけないものだという考え方もありました。どちらかと言うと自分が入るといよりも、親が勝手に団員の手続きをするようなそういった世代でもありました。そこからすると、その 19 パーセント、20 パーセント弱というのは非常に心許ない数字かなと思います。その数字を元に、長年の懸案事項であります団員確保、そして消防力基準というものも、あるわけですが、果たしてこれが現在の 4 分団体制が今後維持できるのか、そういった見通し、そのまず見解を伺いたいのと、そこに向けた取り組みについて、担当としてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは担当課長としまして、回答させていただきます。先日も夕方からの火事があったわけですが、ある意味そこで、消火活動長時間にわたって活動していただいている消防団員の皆様には、本当に頭が下がる思いを日々感じ

ております。そういう中で、消防団員の確保につきましても、ある意味各消防団のほうで、分団のほうで自主的に活動いただく中で、新入団員の確保もしていただいているところがございます。但し正副分団長会などでは、やはりお伺いするとなかなかスムーズに受けていただけるという状況というのは稀だというようなことも伺っているところがございます。そういう中で、この分団体制でございますが、こちらにつきましても、団員総数の見直しというものも実施をしてきておりまして、この団員を、維持をしていきたいということで、町内に居住をされていなくても、町内の企業に通勤をされている方、また女性消防団員というような消防隊というような形で、それを補うような形の加入のほうの促進策を取っているところがございます。現在、実際に活動していただいている方というのは、なかなか団員の定数というわけにはいかないことは、出初式等でもご覧いただいた通りでございますけれども、非常に仕事の面、また生活の面とバランスを取りながら、ということでございますけれども、積極的に活動していただいているふうに評価しております。課題といたしますと、特に平日の昼間の出勤、こういうことが現在課題ではないかというふうに考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6番（酒井 聡） 4分団体制を取りつつ、また団員確保もしつつ、現場の鎮圧というのは本当に非常にこれから先、難しいことだと思います。若者世代がただでさえ流出している中で、その世代の5人に1人しか消防団をやっていないというのは、これはやはり何らかの待遇を含めてですが、何か見直しをするものがなければ、そしてその活動がどういった活動をしているのかというのを積極的にアピールしなければ、理解を得られないところもあろうかと思えます。その中に費用弁償のことをちょっと触れさせていただきたいと思いますが、昨日の火災でもそうですが、時に現場で消防団員は危険に身をさらします。消防団員の活動の中で、特別職の旅費または費用弁償に関する条例の第6条第2表に基づいて、この費用弁償というものはなされております。以前質問した時には、この規定の中で、これ第1表に基づいてやっておりましたので、災害出勤、式典出勤、訓練出勤、会議、これが同じに扱われているのはおかしいのではないかということをご提案させていただいて、その後、第2表に則るようにと変わりました。800円から1200円に上がったということは、一定の評価はいたしますが、昨日の火災、あるいは場合によって、捜索の場合ですが、時には朝7時招集、夕方5時解散、そういった事例もあるわけですから。これが果たしてこの1200円の中で納まるのかどうか、そういった疑問もまた出てくるわけですから。危険手当という考え方が、町の特別職の報酬費用弁償に入っておりません。そういったものを創設するのですとか、6時間8時間にわたる出勤、これについてまた見直すべきではないかと思えますが、そのあたりの考え方を伺いたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 議員のお話しの通り、平成 27 年 4 月に 800 円であった費用弁償の日当につきましても 1200 円に改定をしてきているところでございます。ただし、その内容につきましても、議員のおっしゃる通り、火災その他の災害と出初式、訓練出動についても同額となっております。長野消防協会管内の市町村を確認しますと、訓練と捜索を別立てにしていたり、長時間の場合に割り増しをしたりしている事例等があります。それぞれの市町村の実情や経緯もありますし、また平成 27 年度に見直しをしてきたということもございますので、すぐの見直しというのは難しいかなと思っておりますが、検討する必要性は感じております。また、先ほどのご質問とも関連するのですが、現在、昼間の消防出動というのは中々難しいということもお話ししたのですが、機能別消防団員という制度がございまして、こちらにつきましては想定されるのが、消防団のOBの方々とか、またラップ隊などにつきましても、機能別消防団員というものを、導入をしていきたいということで、今、町と消防団で相談をしながら制度化について検討しているところでございます。今後法令等々の整合性をとりながら、施行できればというふうに考えておりますので、またその内容によりましても、当然その日当等どうするかということも検討しなければいけないと考えております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 災害出動の際、消防団は分団長あるいは、火災情報センターからまず第一報を聞くわけですが、消防に関与されていない町の多くの皆さん、誤解されているのが、鎮火の放送が入った時にその場で全て解散をするものだと、思われております。火災が発生した場所で言えば、その当該の分団はその後、当然待機をするわけですが、昨日の火事の例で申し上げますと、夜中の 2 時でしたか、そこまで待機をしたと。それだけ長い時間消防団員はその場で事後の活動に当たるわけですが、当然その時間の流れというものもありますので、昼間、夜間、関わりなく多くの時間を取られるという言い方は語弊があるかもしれませんが、そういったことも起きますので、考えていただきたい、と思います。次に消防団そのものの長期的な維持に関わる問題として意外と知られていない、免許制度の更新について触れたいと思います。昨年 3 月 12 日以降、運転免許制度の改定が行われまして、この改定で昨年 3 月以前に普通免許を取得した皆さんは、消防車両を今まで通り運転できる。しかしながら、その 3 月 12 日以降に普通免許を取られた方は、準中型自動車免許を持っていないと、消防車両を運転できない、そういう制度に変わりました。準中型自動車免許は、それなりの利点がありまして、例えばお宅の仕事、あるいは勤め先の都合で、例えば 4 トン車、あるいはマイクロバスを運転しなければならないといった時に、18 歳を過ぎてこの準中型を先に取れば、普通に運転ができる。今まではある程度時間を置かなければいけなかったのですが、これがすぐに運転できる。そういった利点もありますが、消防団に加入する皆さん、先ずそういったことを意識して、先に準中型を取ってくるには到底思えません。そこで、近い将来、現行の消

防車両が運転できない団員が増えるのではないかと、そういった懸念も出てくるわけです。対策として総務省消防庁では、この準中型の免許取得に補助を出している自治体というのが実際にあるそうですが、そういったところには交付金措置など活用して免許取得の補助をする。そういった制度もありますが、考え方は2つです。この体制を維持するにあたって、そういった総務省の補助を受けるか、全ての車両を軽自動車に更新するか、この二者択一がこの後、迫られると考えていますが、町側の見解、それと今取り得る対策について伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） こちらも制度的な内容ですので、私から回答させていただきます。議員のおっしゃる通り、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許では、車両総重量 3.5 トン未満、また最大積載量 2 トン未満の自動車しか運転できないこととなります。現状の町の消防団の状況ですが、消防団に 5 台配置しています消防車につきましては、車両総重量が 6 トン強ということになりますので、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許では運転できないこととなります。但し積載車につきましては、車両総重量が 3.5 トン未満ということでございまして、普通免許で運転できることとなります。但し今後普通免許を取得された団員が入ってきた場合に、消防車が運転できないということになりますと、例えばその消防車が配されていない班で活動するだけではありませんし、非常時に運転しなければならないということが想定されてまいります。現在、メーカーのほうでは、車両総重量が普通免許で運転できる消防車の開発等もされているようでございますが、現在の消防車が、もう入れ替えが一回りしたということで、すぐに入れ替えるという体制ではございません。議員のおっしゃられるように、国は今年度から申請された準中型免許を消防団員が取得するための教習所の費用を助成している自治体に対し、金額の一部を特別交付税で手当する財政措置を創設しております。教習所の費用につきましては、約 15 万円程度、普通免許の取得されている方ですが、かかるというふうに把握しております。今年度から創設されてございまして、特別交付税の具体的な負担割合や条件等については、今後、国から決定の連絡が 12 月以降に来ることになっております。そういう物を確認しながら、また消防団とも相談しながら、助成制度も創設できるか検討はしていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 消防には三要素、三つの要素があります。人、水、そして機械。水以外は信濃町の消防団は非常に脆弱になりつつあるわけです。少ない人数で、運転する車両も限られてくるような消防団であってはならないと思います。水だけは豊富にあります。そういったこと、また長期的な車両更新の計画もありますが、見ながら研究をしていただきたいと申し上げて、次の最後の質問に移ります。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

最後に有害鳥獣対策について伺います。今回で何回目になりますか、この質問、私も何度となくさせていただいております。横川町政 4 年間振り返った中で、安定した町政運営であるなどということは承知をし、評価をするところですが、残念ながらこの有害鳥獣に対しては、一向に終わりが見えない上に、むしろ年を重ねる上で、被害が拡大していることは言わざるを得ないかなと思います。特にニホンザルとイノシシについては、例年言われるクマのような当たり年がないわけです。常に増え続けている報道を耳にするところでした、出没の少ない年が見込まれることなく、またその驚異的な増殖のスピードというの伺っているところです。そこで先ず、今年度、これまでに取りまとめられている、有害鳥獣による農業被害について伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） それでは、私のほうから農作物の被害状況について説明をさせていただきます。まず、水稻でございます。これにつきましてはイノシシによるものでございますが、約 50 アールで、被害額で約 5 万 5000 円。次にトウモロコシでございます。これにつきましてはクマによる被害でございます、約 15 アール、15 万円。その他野菜類としまして、イノシシ、ニホンザルによるものでございますが、約 35 アールで、約 10 万 5000 円と把握しております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） これは自己申告ということによろしいのでしょうかね。この町内で 10 アール、15 アールというのは、ちょっとどうなのだろうと聞いて思ったのですが。そのあたりもう 1 回伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） これについては、町のほうに連絡報告があったものでございますので、こちらの方に連絡がないものについては、ちょっと把握できておりませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 正確な被害の取りまとめというのが、まず問題を解決する一歩だと思えます。大きな被害が出ているからこそ、大きな対策を打つというのが、費用対効果と言うと怒られるかもしれませんが、それが対策の考え方のまず一歩かなと思います。この辺り、まずしっかりと被害があったら報告してくださいというような体制を作っていないと、正確な数字が掴めないように思いますのでお願いします。次にそれ以

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

上言っても数字がこれですので、進みませんので、次に進みますが、捕獲、駆除された鳥獣頭数について伺いたいと思います。これが、近隣市町村と制度が若干異なるということは、私も承知をしているのですが、駆除された鳥獣に対する補償単価ですか、これが違うというのが耳にはするのですけれど、近隣市町村との比較、そしてこのシーズンに捕獲駆除された頭数について伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 今年度 11 月末現在での密接する市町村との比較でございますけれども、イノシシにつきましては信濃町で 11 頭、飯綱町につきましては約 6 倍、飯山市につきましては約 2 倍、妙高市についてはほとんど少ないような状況でございます。ただ信濃町、猟期におきましては、イノシシについては 30 頭以上捕っているというような状況もございます。またクマにつきましては、信濃町で 5 頭、近隣の市町村も同等程度でございます。ニホンザルにつきましては信濃町で 4 頭、妙高市で約 4 倍となっておりますけれども、妙高市のうち旧妙高高原町妙高村におきましては 1 頭の捕獲のみでございます、市全体で群れの数が多いという状況でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 純粹にこの倍数の違いを、どこに原因があるのかを、どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 聞いておりますのは、飯綱町におきましては括り罠で捕っているということで、奨励金も 1 頭 5000 円というような形で出しているというふうにお聞きしているところでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 罠の免許をお持ちの方が、どの位違うとかそういった取りまとめはなされていないですか。確認をお願いします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 罠の捕っている方は、飯綱町猟友会、やはり 30 人近くおりますけれども、半分近くが罠で捕っているというような状況でありまして、信濃町、約 20 名程度ですけれども、今現在 10 人ほどが罠というような形で進めているところでござ

ざいます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） 昨年 1 月に、鳥獣被害対策実施隊が信濃町も設置をされました。民間の人はまだ、今現在も入っていないと思います。農林畜産係の担当職員が任務に当たっていると思います。その中で、どうしてもその職員の中だけでこれを結成しますと、せっかく罨免許取得した職員が人事異動、これはそれぞれの職員のキャリアアップですから必要なことだと思いますが、罨免許を取っても、その部署から離れてしまうというところも出てくると思います。今ほどの飯綱町の事例もあります通り、狩猟免許を取得されている民間の皆さん、そういった者を増やす意味合いも込めまして、そういった皆さんにこういった隊に入っていただくこと、それが体制を安定するものの入り口ではないかなと思います。見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 実施隊員につきましては、個人を任命して非常勤職員として報酬、補償を行うものでございます。町におきましては檻の設置、止め刺しにつきましては猟友会に委託をしておりますので、町としましても、会との連携を図りながら有害鳥獣対策を進めているところであります。また今年には農作物の被害が非常に増えたということで、個人で住民の方が罨の免許を取得する方も 10 名ほど増えました。また更に 4、5 名の方が免許を取りたいというような情報も聞いておりますので、猟友会の会員としてまたご協力をお願いできればと思っております。また、職員が罨の免許を取得しましたけれども、これについては、檻を設置する場合にもやはり免許が必要になりますので、そういう部分でも職員で猟友会とも相談しながら、適切な場所に檻の設置を手伝っているところでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6 番（酒井 聡） この後、個別の案件について 2 点ほど伺いたかったのですが、時間も来ましたので、また相対的なところにまいりますが、先般、ニホンザル対策の講習会というのが、山桑地区で行われました。私も、同僚の湊議員も出席をしたわけですが、その中で電気柵の設置が非常に有効であるといった話も当然出てくるわけあります。目的の動物に対して、形は違いますが電気柵の設置について当町も補助制度を導入して、普及に努めて来られたというのは私も承知をしています。しかしながら、その補助率など、周辺の市町村との足並みが揃っていないところは、これは事実かと思えます。当町の場合は、設置に関する補助は、経費の 10 分の 2、上限 2 万円と定められています。近隣の例で申しあげますが、いずれも補助対象が個人ではなくて、団体という条件が付きます

が、妙高市の場合、農家グループあるいはその個人の農家が借りる場合、その電気柵の貸し出しに要する費用の3分の2を上限としています。飯山の場合、防護柵の原材料費、委託設置、これはグループですとか団体ですが、費用の10分の9、これは大きな数字だと思いますが、これを上限とした補助を行っています。こうした例を数字だけ並べた場合、信濃町の補助率は果たして十分なものであろうか、またこういった飯山、妙高との農家さんとお付き合いがある皆さんはこの事情を知っております。非常に不満に感じられるという声を私も耳にするわけですが、こうしたことに対する見直しの是非について、町側の見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 今、鳥獣被害の関係について町のいわゆる補助率、電気柵等の補助率についてであります。私も他の市町村の関係あまり承知していなかったのですが、今、酒井議員がご指摘の通りだというふうに思います。新年度において、やはり鳥獣被害というのは、農家の生産意欲を削いでしまうということが大きな問題となりますし、当然農家所得という観点からも、大事な対策としての位置付けが必要だというふうに思います。そういう面では新年度において、補助率をかなり上げるように所管課のほうに指示をしたところでございます。余談であります。私も今まで見たことのないニホンジカも通勤途上の県道上で、つい10日ほど前に5頭も集団で居たというのを見ました。こんなにもまた、変わってきたかなということを改めて感じたわけですが、いずれにしても信濃町全体が、自然動物園みたいな形になってきていますので、できる対応については行政としてはしっかりして行きたいというふうに思いますし、それからまた国のほうにもですね、色々な要望、申し上げているわけでありまして。町村会を通じながら、今、現存している鳥獣被害防止の総合対策交付金というのが国の制度としてあるわけですが、この辺の拡充、そして実際にどうするのだと、いわゆる従事者の問題も確保というのは非常に大事だというふうに思いますし、それから専門的な技術を持った人の育成だとか、更なる具体的に技術開発と言いますか、鳥獣被害に対する技術開発、この辺も国のほうにも要望しながら、今、対策をお願いしているところでございます。町としましては、申し上げましたように新年度においてできる可能な対応はしてまいりたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆6番（酒井 聡） ここ数年、非常に問題化している話であります。この有害鳥獣というのは。実のところ、町長がお住まいの地域から私の住んでいる地域まで、サルが出てきた時に、観光資源になろうかなというような、最初は笑い話もあったわけです。しかしながら、その被害の深刻さたるや、これはもう猶予ならないところまで来ています。観光にサルを活かせるかと言っても、現実、大分県の高崎山にサル山があります。増

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

殖のスピードについていけなくて、今現在、観光施設が破綻しています。サルが来ないそうです。その代わり近隣の田畑を荒らし回っているそうです。そういったことも十重に加味しつつ、町長の先ほどの言葉にもありましたが、この有害鳥獣の農作物被害は農家の皆さんの耕作の意欲、特に高齢化された農家の皆さんの耕作の意欲を削ぐこととなります。ぜひとも前向きな対応、そして絶滅まで追い込むとこれ非常に問題がありますので、ほどほどのところでやめざるを得ないのかなと思います、対策をお願いして私の質問を終わりにしたいと思います。

- 議長（小林幸雄） 以上で酒井聡議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

(午前 11 時 37 分)